

1 工場・事業場 騒音振動 区域区分及び規制基準

(1) 区域区分

騒音規制法				振動規制法	
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
—	新庄グリーン クルスの全域 及び浜中の 一部	第2種区域 及び第4種 区域以外の 区域	新庄の一部	新庄グリーン クルスの全域 及び浜中の 一部	第1種区域 以外の区域

(2) 騒音振動規制基準

騒音	時間区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7時～20時	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
	朝・夕	5時～7時 20時～22時	45 デシベル	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	22時～翌5時	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
振動	時間区分		第1種区域		第2種区域	
	昼間	7時～20時	60 デシベル		65 デシベル	
	夜間	20時～翌7時	55 デシベル		60 デシベル	

※第2種区域・第3種区域又は第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mにおける当該基準は、上記の値から5デシベルを減じた値とする。

2 特定建設作業 騒音振動 区域区分及び規制基準

規制種別	区域区分	
	第1号区域	第2号区域
規制種別	騒音に係る指定地域のうち第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	第1号区域以外の区域
規制基準	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	
作業時間帯	19時～翌7時の時間内でないこと	22時～翌6時の時間内でないこと
作業期間	1日あたり10時間を越えないこと 連続6日を越えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	

3 自動車 騒音振動 要請限度

(1) 区域区分

騒音規制法			振動規制法	
a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
新庄グリーンレスト の全域及び 浜中の一部	—	a 区域以外 の区域	新庄グリーンレスト の全域及び 浜中の一部	第1種区域 以外の区域

(2) 要請限度基準

	時間区分		a 区域		b 区域		c 区域
			1 車線	2 車線 以上	1 車線	2 車線 以上	1 車線 以上
騒音	昼間	6 時～22 時	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
	夜間	22 時～翌 6 時	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用される。 昼間 75 デシベル 夜間 70 デシベル ※幹線道路に近接する空間とは、高速道、国道、県道及び4車線以上の市町村道において 2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は20mの範囲を指す。							
振動	時間区分		第1種区域		第2種区域		
	昼間	7 時～20 時	65 デシベル		70 デシベル		
	夜間	20 時～翌 7 時	60 デシベル		65 デシベル		

4 環境基本法

(1) 騒音に係る環境基準当てはめ地域

里庄町 全域	あてはめ地域			
	類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C
	—	新庄グリーンレスト の全域及び 浜中の一部	—	類型 A 以外 の地域

(2) 環境基準

種類		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C
一般地域 における 騒音	6 時～22 時	50 デシベル 以下	55 デシベル以下		60 デシベル 以下
	22 時～ 翌 6 時	40 デシベル 以下	45 デシベル以下		50 デシベル 以下
道路に面 する地域 における 騒音			2 車線以上の車線を有する道路		車線を有する 道路
	6 時～22 時		60 デシベル 以下	65 デシベル以下	
	22 時～ 翌 6 時		55 デシベル 以下	60 デシベル以下	

(3) 幹線道路を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準

※幹線道路に近接する空間とは、高速道、国道、県道及び4車線以上の市町村道において 2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は20mの範囲を指す。		
昼間	6 時～22 時	70 デシベル以下
夜間	22 時～翌 6 時	65 デシベル以下
※個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45 デシベル以下、夜間：40 デシベル以下）によることができる。		

【参考】区域の状況

法令		区域区分	区域の状況
騒音規制法	工場・事業場・建設作業等に係る騒音	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
		第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
		第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
		第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
	自動車騒音	a区域	専ら住居の用に供される区域
		b区域	主として住居の用に供される区域
c区域		相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	
振動規制法	工場・事業場・建設作業等に係る振動	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
		第2種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防る必要がある区域